

3 災害時にも支え合えるつながりづくり

～要援護者名簿の整備・同意確認について～

1. 事業の目的

地域と行政が一体となり、高齢や障がい等により援護を必要とされる方（要援護者）への日常的な見守り活動や住民間のつながり、地域の社会資源のネットワークの強化を図るため、区内全域にネットワークを有する北区社会福祉協議会に、平成 27 年度から、福祉専門職のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（以下 C S W）や名簿提供に係る同意確認の調査員を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用することによって、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現を目指すことを目的としている。

2. 「要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備」

見守り相談室(北区社協)が作成・管理する要援護者名簿（行政情報）を地域に提供することにより、これまで地域とのつながりが薄かった要援護者についても、災害時及び平時の地域における見守り活動の対象として把握できるようになる。

また、地域の見守り活動においては、要援護者の世帯構成や住居状態等の情報を把握することなど様々な視点をもって事前に課題認識ができ、解決困難事例等に至らないよう区社協や区役所と協働しながら、早期に必要な支援を行うことを目指す。

(1) 対象者

- ・ 大阪市避難行動要支援者名簿に掲載されている避難行動要支援者(行政情報)
- ・ 地域が把握している要援護者(新規登載者)
- ・ C S Wなどが把握し支援が必要なことが判明した要援護者(新規登載者) 等

【大阪市全体】	高 齢：75,000 人	【北区】	高 齢：2,330 人
	障がい：47,200 人		障がい：2,180 人
	難 病：500 人		難 病：10 人
	合 計：122,700 人		合 計：4,520 人

【H26.12 危機管理室名簿登載者概数】

(2) 事業の年度展開

- ・ 上記対象者に対して、27 年度から 29 年度の 3 年間で、同意確認を実施し、事業展開する。

対象者

高 齢 者

北区：2,330人

(要介護3以上・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)

全市対象数(概算数) 75,000名(全体からの割合：61.12%)

- 要介護3以上 49,000名
- 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上 26,000名

障 が い 者

北区：2,180人

(身体障がい者1・2級・知的障がい者A・精神障がい者1級

視覚障がい、聴覚障がい3・4級・音声、言語機能障がい3級・肢体不自由3級)

全市対象数(概算数) 47,200名(全体からの割合：38.47%)

- 身体1・2級 24,000名
- 知的A 9,000名
- 精神1級 4,000名
- 視覚・聴覚3・4級 2,400名
- 肢体不自由3級 6,700名
- 音声・言語機能3級 1,100名

※平成27年度の対象者のうち、未回答者及び新規名簿掲載者も対象

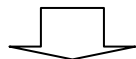
難 病 患 者

北区：10人

(人工呼吸器装着者等の医療機器等への依存が高い者)

全市対象数(概算数) 500名(全体からの割合：0.41%)

- 人工呼吸器装着者等の医療機器等への依存が高い者 500名



避難行動要支援者は全体に対して同意確認を実施

27 年 7 月上旬

- ・危機管理室の「避難行動要援護者名簿」（26.12 月時点）の情報を、各システムから抽出した情報（27.6 月 1 日時点）に上書きして、要援護者名簿の基とする。

(USBメモリで管理)

- ・重複者の確認
- ・区の情報の追加
- ・異動情報の確認

(USBメモリで)

- ・管理システムにて「要援護者名簿（リスト）」の作成

区広報紙に掲載（「〇〇地域の対象者に同意書を送付します・・・」）

同意有→「要援護者名簿」へ

回答無→調査員が訪問（事業説明・理解を求める）

必要に応じて、地域福祉コーディネーター・民生委員・対象者を把握している住民等に同行協力を依頼する場合がある。

①郵送や訪問での拒否者（同意拒否）

②同意しているが、地域の見守りだけで対応できない要援護者

各地域団体に情報提供：「要援護者名簿（リスト）」

- ・名簿管理が可能であり、見守り体制が整備された地域から順次実施する。

	平成 27 年度							平成 28・29 年度	
	4 月	6 月	8 月	9 月	10 月	12 月	3 月		
地域	名簿整備についての協議・区と協定書締結 要援護者名簿（リスト）の受領：12月頃 見守り活動の実施：リスト受領後～								
見守り 相談室	事業説明・見守り支援の依頼 同意確認：9月頃 要援護者名簿（リスト）の提供：12月頃 名簿情報を基にアウトリーチ								
区役所	事業説明・見守り支援の依頼 区広報紙へ掲載 名簿整備についての協議・区と協定書締結 福祉局から区へデータ提供 7月初旬 区役所がリスト整備・管理：7月中 見守り相談室へリスト提供 8月中 事業の進捗管理・福祉局と次年度事業検討								

(4) 区と地域団体等の認定と協定書の締結

①要援護者情報の提供を受ける地域団体等は、区長あてに書類を提出する。

- ・「協定書（団体の代表者の押印がされたもの）」
- ・「個人情報取扱い体制の報告」

※各団体における「見守り活動の総合的な統括や個人情報を管理する「管理責任者」と地区のリストの保有等を行う「リスト管理者」の報告書

②区は、提出があった「協定書」に区長印を押印し、区長と団体等の代表者により、個人情報の取扱いに関する「協定書」を締結する。

③区は、地域団体等に係る提出書類や協定書の写しを見守り相談室に提供する。

（見守り相談室において内容の把握や情報の共有に活用。）

④要援護者情報を提供する地域団体等としての認定の有効期間は、協定書の締結の日からその日の属する年度の3月31日までとし、2ヶ月前までに、区長又は団体等の代表者から書面により終了を通知しない限り、1年の自動更新をするものとする。

(5) 郵送による同意確認の実施

①対象者の選定

郵送による同意確認の実施にあたっては、まず対象者を選定する。

そのためには、「どの対象者からスタートするのか」、「地域で先行して同意確認を実施している場合の取扱い」などについて、区・見守り相談室と地域において、協議を行う。

②送付先の情報がある場合は「送付先住所」に、それ以外の方は「住基登録されている住所」に送付する。なお、一時的に施設に入所されている方などにも同意確認の文書が届くよう、『転送不要』とはせずに、送付する。

③送付文書の発送

送付文書の差出人や問合せ先は、『北区役所福祉課』及び『見守り相談室（区社協）』併記で発送する。

なお、送付文書の信頼性や信憑性を確保するため、大阪市役所から委託を受けて実施している旨を記載する。

④送付文書

- ・「同意確認の実施について」（通知文書）
- ・「同意確認書」 裏面（記入例）
- ・返信用封筒

⑤文書返戻時の取扱い

区と見守り相談室で対応。

(6) 要援護者リストの保管・管理(標準例)

① リストの提供範囲

整備した「要援護者名簿（リスト）」は、地域における見守り活動等に活用のため、地域団体等に提供する。

※管理責任者（１名）とリスト責任者（10 数名を予定）は、各地域で決定。

- ・地域の管理責任者（ ）・・・地区全体の「要援護者名簿（リスト）」《様式 24》
- ・リスト管理者（ ）・・・担当地域の「要援護者名簿（リスト）」《様式 24》

管理責任者はリスト管理者から「地域提供リスト受領書」《様式 24》を徴する

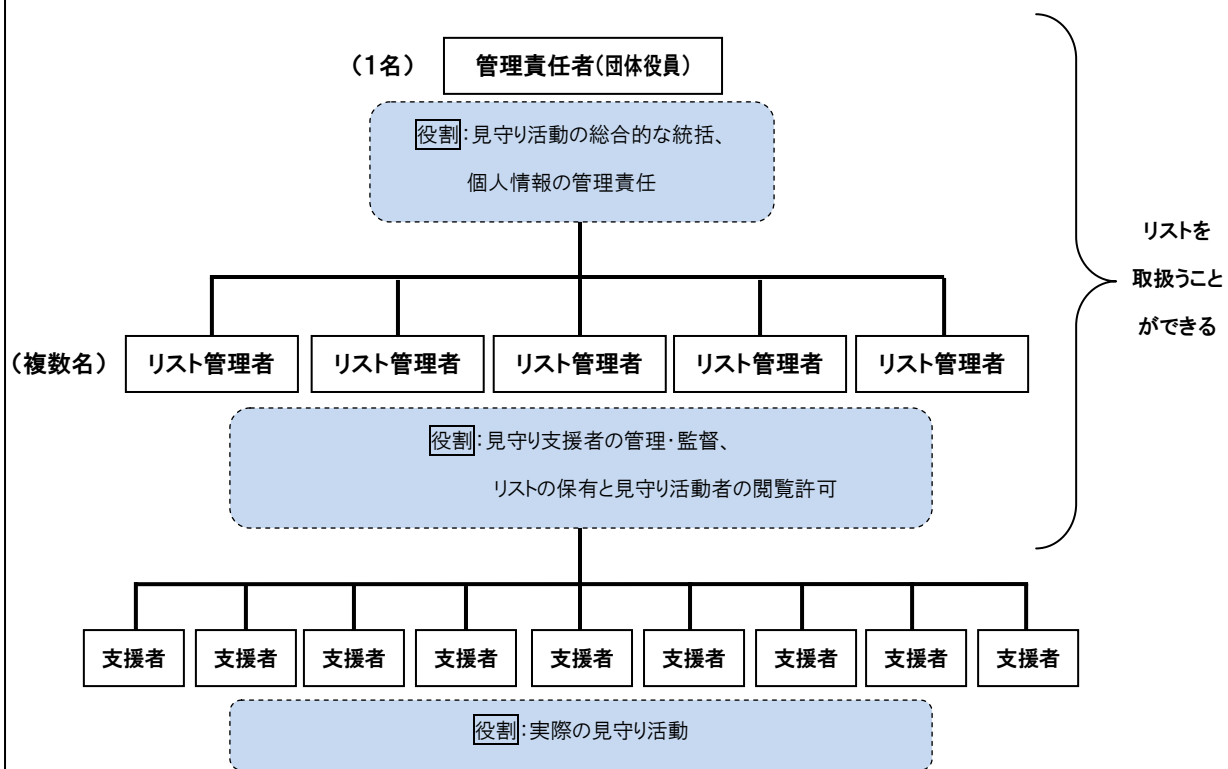
例) **管理責任者** → 連合会長・地域社協会長・地活協会長など・・・

リスト管理者 → 各副会長・各担当部長など・・・

見守り支援者 → 町会長など・・・

見守り活動の総合的な統括、個人情報管理する『管理責任者（団体役員）』とリストを保有する『リスト管理者（各地域数名。役職は不問）』のみが、リストを取扱う（保管・管理）ことができる。

見守り支援者は、情報の閲覧のみが可能（リストは取り扱いえない）。



② 提供方法

・ **リストは、紙ベースで提供し、複写不可。**

・ 見守り相談室から、おおむね月 1 回程度、同意のあった要援護者情報を集約した要援護者名リスト）を管理責任者にまとめて提供するので、管理責任者は各地域のリスト管理者に配付する。また、リスト提供時には、地域活動の中で、把握した要援護者情報について、見守り相談室から聞き取りを行うことがあるので、必要に応じて情報提供を行う。

③提供する情報（標準）

- ・ 地域団体等へ提供する標準的な情報は、次のとおり

（共通）		
○氏名（カナ・漢字）	（高齢者の場合）	（障がい者の場合）
○住所	○要介護認定の有無	○障害者手帳の有無
○生年月日	○日常生活自立判定の有無	○障がいの種別
○年齢		
○性別	（難病患者の場合）	
○電話番号	○使用する医療機器	
（同意書に記載があった場合）		